

＜参考＞ 事業所評価加算（介護予防通所リハビリテーション、通所型サービス（従前相当））とは

運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」という。）を行う介護予防通所サービス事業所について、一定の評価期間において、選択的サービスの実施割合や利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、評価期間の次年度における当該事業所のサービス提供につき算定される加算です。（120単位／月）

【算定基準適合事業所の要件】

- （1）利用定員、人員基準に適合しているものとして県知事に届け出て選択的サービスを行っていること。
- （2）評価対象期間における利用実人員数が10人以上であること。
- （3）評価対象期間内に利用人員数の60%以上に選択的サービスを実施していること。
- （4） $(\text{要支援状態区分の維持者数} + \text{改善者数} \times 2) / \text{評価対象期間内に選択的サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数} \geq 0.7$ であること。

【評価対象期間】

当該加算を算定する年度の前年の1月から12月までの期間